

商標法 27： 商標登録の無効審判

学習ポイント

- ① 特許法上の無効審判との相違点（当事者適格、請求時期、請求手続、審決の効果等）
⇒ 基本事項&補足事項 check
- ② 登録異議申立てとの相違点 ⇒ 補足事項 check

本試験の出題分析

- ・短答式試験： ほぼ毎年出題（登録異議申立を含む）
- ・論文式試験： ほぼ毎年出題（措置の一つとして）
- ・口述式試験： H13、H14、H15、H17、H19 等（登録異議申立を含む）

定 義

商標登録の無効審判とは、法定の無効事由を有する商標登録を無効とし、瑕疵ある商標権を遡及的に消滅させるために請求しうる審判をいう（商 46 条）。

趣 旨

商標法は、権利の法的安定性に鑑み、登録主義（商 18 条 1 項、商 3 条 1 項柱書）及び審査主義を採用し（商 14 条）、一定の登録要件（商 3 条、商 4 条等）を具備する場合にのみ商標権（商 25 条）を付与する。

しかし、審査官等の過誤により、登録要件を具備しない商標等に対して商標権が付与される場合がある。かかる瑕疵ある商標権の存在は、権利者に不当な保護を与える一方、第三者の自由な使用を不当に制限し、却って取引秩序を害し、ひいては需要者の利益を害する（商 1 条）。

そこで、商標法は、瑕疵ある商標権を遡及的に消滅させるべく、本審判を設けた（商 46 条）。

基本事項**【商標登録の無効審判の請求の要件】**

1. 当事者適格

(1) 本審判は、原則として、**法律上の利害関係人のみ**請求することができる。民事訴訟法上の「利益なければ訴権なし」の原則からである。

なお、**法人でない社団等**も、現実の取引において利害関係を有することがあるため、本審判を請求することができる（準特 6 条 1 項 2 号）。

(2) 被請求人は、**現商標権者**であり、前権利者に対する請求は認められない。

また、商標権が共有の場合は、**共有者全員が被請求人**となる（準特 132 条 2 項）。審決の合一確定の要請によるものである。

2. 無効理由

(1) 無効理由は、**商 46 条 1 項各号に列挙されたものに限定**される。従って、いわゆる当然無効の主張は許されない。

なお、商標登録が無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、商標権の侵害訴訟において相手方の抗弁事由となる（準特 104 条の 3）。

(2) 本審判は登録処分**の瑕疵を争うもの**であるから、無効理由は、原則として、拒絶理由（商 15 条）と同様である。

① 但し、**一商標一出願違反（商 6 条）は、無効理由とならない**（商 46 条 1 項各号）。実体には瑕疵がないからである。

② 一方、**商 8 条 1 項の先願主義違反**は、拒絶理由とはならないが、無効理由となる（商 46 条 1 項 1 号）。審査段階では、商 4 条 1 項 11 号違反で拒絶すれば足りるが、後願先登録は商 4 条 1 項 11 号違反に該当せず、無効理由とすることが必要だからである。

③ また、**商標登録出願により生じた権利を承継しない者に対して商標登録された場合も、無効理由となる**（商 46 条 1 項 3 号）。出願により生ずる権利であり、審査段階で冒認という問題は生じないが、過誤で登録された場合に正当権利者を保護することが必要だからである。

④ さらに、**後発的無効理由**もある（商 46 条 1 項 4 号～6 号）。登録処分に瑕疵はないが、設定登録後に公益に反することとなった商標等の登録を存続させることは妥当でないからである。

3. 請求期間

商標権の設定登録後であれば、**権利消滅後も請求**することができる（商 46 条 2 項）。商標権消滅後に過去の侵害に対する損害賠償を請求され得るからである。

但し、商 3 条等の一定の無効理由については、**5 年の除斥期間**が設けられている（商 47 条）。一定期間無効審判の請求がなく平穩に経過したときは、無効理由は治

癒したものとしてその既存の法律状態を尊重し維持することが適切だからである。

4. 請求手続

- (1) 所定の事項を記載した**審判請求書**を特許庁長官に提出しなければならない(準特 131 条 1 項)。意思表示の明確化と手続の確実のためである。
- (2) 二以上の指定商品又は指定役務がある場合は、**指定商品又は指定役務ごと**に請求することができる(商 46 条 1 項柱書後段)。一部にのみ瑕疵がある場合にも商標登録全体を無効とするのは、商標権者に酷だからである。
- (3) 本審判の審判請求書の補正は、**要旨変更が認められない**(準特 131 条の 2 第 1 項)。即ち、特許法のような、請求理由の要旨変更補正についての例外的な許容(特 131 条の 2 第 2 項)は、同一の商標について異なる無効理由に基づいて無効審判が繰り返し請求されることもないため、商標法では認められない。
- (4) なお、審判請求の取り下げは、審決の確定までできるが(準特 155 条 1 項)、答弁書の提出後は、相手方の承諾が必要である(準特 155 条 2 項)。

【審決等の効果】

被請求人は、請求書の副本が送達された後(準特 134 条 1 項)、答弁書により請求人の主張に対して反論できる(準特 134 条 1 項)。

なお、利害関係人の利益保護より、一定条件下で参加が認められる(準特 148 条)。

☆ 1. **請求に理由がある場合、請求成立の審決**がなされ、審判事件ごと又は指定商品等ごとに審決が確定し(商 55 条の 3)、商標権は原則として遡及消滅する(商 46 条の 2 第 1 項本文)。また、これに伴って使用権等の付随する権利も消滅する。

- (1) 但し、**後発的無効**の場合は、該当時から消滅する(商 46 条の 2 第 1 項但書)。登録時に瑕疵は認められないからである。
- (2) また、**後発的無効理由の該当時を特定できない**ときは、審判請求登録日から消滅する(商 46 条の 2 第 2 項)。無効の効果を遡及させる時点で争訟化し、いたずらに審理が遅延するのを防止するためである。

☆ (3) なお、商標権侵害訴訟等の終局判決が確定した後に、請求成立の審決が確定したときは、当該訴訟の当事者であった者は、**当該終局判決に対する再審の訴え**において、**請求成立審決の確定を主張することができない**(商 38 条の 2 第 1 号)。

☆ 2. **請求に理由がない場合、請求不成立の審決**がなされる。また、審決の確定により、当事者又は参加人には一事不再理効が働く(準特 167 条)。抵触審決防止と審判経済のためである。

3. 不適法で補正できない請求は、審決却下の対象となる(準特 135 条)。

4. なお、審決等に不服がある場合、**審決取消訴訟**(商 63 条)による不服申立てができる。審決確定後でも、再審事由がある場合は**再審請求**ができる(商 57 条)。

以上

補足事項

【登録異議申立てと無効審判との比較—主な相違点】

	登録異議申立	無効審判
申立・請求の主体	何人も可	法律上の利害関係人のみ
申立・請求の時期	商標掲載公報発行の日から 2月以内	商標権消滅後も請求可 但し、一定の無効理由は除 斥期間あり
申立・請求の理由	拒絶理由(商6条違反除く) + 商8条1項違反	異議理由と同様 + 冒認出願、後発無効
申立・請求の手続	①申立理由の要旨変更補正が、申立期間経過後30日以内は可能 ②取消理由通知後の申立の取下は一切不可	①請求理由の要旨変更補正は、一切不可 ②審決の確定まで可能 答弁書提出後も、相手方の承諾を得れば取下可
申立・請求の審理	①原則、書面審理 ②参加は、商標権者(被申立人)側のみ可能	①原則、口頭審理 ②参加は、請求人・被請求人のいずれの側にも可能
最終的な処分	①取消決定確定により遡及消滅 ②維持決定に対する不服申立不可	①無効審決確定により遡及消滅(後発無効除く) ②請求成立・不成立のいずれにも不服申立可

【登録異議申立制度】

1. 趣旨

平成8年改正前の商標法では、審査官による審査の適正化を図り瑕疵のない安定した権利を付与する観点から、登録前異議申立制度が採用されていた。

しかし、商品の短ライフサイクル化の進展等に伴い、迅速な権利付与の要請が強くなってきている状況では、諸外国と比較して審査期間が長期に及んでいる状況下で、異議申立てにより特許庁の判断が覆るものは僅かであるにもかかわらず、すべての出願が権利設定を一律に異議申立期間経過まで待たされる状況は適当でない。

そこで、商標法は、平成8年改正により登録後異議申立制度に移行し、申立てにより特許庁が自ら登録処分の適否を審理し、瑕疵の是正を図って、商標登録に対する信頼を高めるという公益的な目的を達成することとした(商43条の2等)。

2. 申立ての要件

(1) 申立人

利害関係人に限らず、**何人も**できる(商 43 条の 2 柱書前段)。公益的見地から登録処分の見直しを図る制度だからである。

(2) 申立ての理由

基本的に無効理由と同様であるが、以下の点が異なる。

① 異議申立てでは、**商標登録出願により生じた権利を承継しない者に対する商標登録が、申立ての理由とはならない**(商 43 条の 2 各号)。権利の帰属に関する理由については、当事者間の紛争解決手段である無効審判で争うのが望ましいからである。

② 異議申立てでは、**後発的理由が申立ての理由とならない**(商 43 条の 2 各号)。登録処分の見直しを図って商標登録の信頼性を高めるという制度趣旨より、登録後に生じた事由まで取消事由とするのは適当でなく、また、設定登録後 2 月の間にこのような事由が発生するのは事実上極めて稀と考えられるからである。

(3) 申立ての時期

商標掲載公報の発行の日から 2 月以内に限られる(商 43 条の 2 柱書前段)。いつまでも申立てを認めたのでは、商標権者が安心して登録商標を使用できないからである。

(4) 申立ての手続

① 所定の事項を記載した**登録異議申立書**を特許庁長官に提出しなければならない(商 43 条の 4 第 1 項)。意思表示の明確化と手続の確実のためである。

② ニ以上の指定商品又は指定役務がある場合は、**指定商品又は指定役務ごとに**申立てをすることができる(商 43 条の 2 第 1 項柱書後段)。登録処分の適否の審理はその制度目的を達成するのに必要かつ十分な範囲において行うことが望ましく、一部にのみ瑕疵がある場合にも商標登録全体を無効とするのは、商標権者に酷だからである。

③ 登録異議申立書の補正は、原則として、**要旨変更が認められないが**(商 43 条の 4 第 2 項本文)、**申立期間経過後 30 日経過前は、申立ての理由及び必要な証拠の表示**(商 43 条の 4 第 1 項 3 号)の**要旨を変更する補正が認められる**(商 43 条の 4 第 2 項但書)。無制限な補正は、一定期間に限り登録異議の申立てを認めた制度趣旨に反し、迅速な審理の妨げにもなる一方、必要な証拠の準備等も考慮すると、常に完全な申立書の提出を求めるのは申立人に酷だからである。

④ なお、**申立て取下げは、取消理由の通知後は認められない**(商 43 条の 11 第 1 項)。即ち、取消理由の通知後は、**商標権者の承諾があっても、その取下げは認められない**。既に取消理由が通知された場合には、商標登録に瑕疵がある蓋然性が高く、そのような場合にまで申立人の自由意思による取下げを認める

と、公益的観点から登録処分の見直しを図る制度趣旨に合致しないからである。

なお、当該取下げは、指定商品又は指定役務ごとに行うことができる（準特155条3項）。

3. 申立ての審理

(1) 申立書の副本が商標権者に**送付**される（商43条の4第4項）。送達ではなく「送付」としたのは、商標権者に異議申立があったことを知らせるものすぎず、意見書提出の義務を課す等の特段の法律上の権利義務を発生させるものではないからである。

(2) 異議申立は、**書面審理を原則**とする（商43条の6第1項）。当事者対立構造ではなく、利害関係のない申立人に口頭審理の場への出頭を強要するのは適当でないからである。

但し、真実究明や効率的審理のために口頭審理が必要な場合には、申立て又は職権により、口頭審理が行われる（商43条の6第1項但書）。

(3) **商標権に関する利害関係人は**、申立てについての決定があるまで、**商標権者を補助するための参加が認められる**（商43条の7第1項）。何人も登録異議の申立てができ、また、申立期間経過後も、利害関係人は無効審判を請求することができるからである。

(4) 商標権者、申立人等が**申立てない理由についても審理することができる**（商43条の9第1項）。商標権者や申立人の主張に拘束されることなく、取消理由の有無を審理することが、特許庁による処分の見直しという制度趣旨を全うすることになるからである。

但し、**申立てのされていない指定商品又は指定役務については、審理することができない**（商43条の9第2項）。申立ての対象となっていない指定商品等についてまで職権により審理を行えるとすると、徒に商標権者の地位を不安定にするおそれがあるからである。

(5) 同一の商標権に係る二以上の申立てについては、その審理は、特別の事情がある場合を除き、併合される（商43条の10第1項）。商標権者の意見書作成の負担等を解消し、効率的な審理を行うためである。

① 「特別の事情」、即ち、審理を併合することによって審理の続行が困難になる、著しく遅延するおそれがある等がない限り審理は併合され、審判官の裁量によるものではない。

② なお、併合された審理をさらに**分離**することができるが（商43条の10第2項）、審理の併合の場合と同様、裁量ではなく、特別な事情が生じた場合に限られる。

(6) 審判長は、取消決定をしようとするときは、商標権者及び参加人に対して、商標登録の**取消理由を通知**し、相当の期間を指定して、**意見書提出の機会**が与えら

れる(商 43 条の 12)。商標権者に何ら弁明の機会を与えずに取消決定をすることは酷であり、審判官にも全く過誤なきことを保証し得ないからである。

なお、特許法のような訂正の請求は認められない。商標の場合、申立てのあった商品・役務の一部に取消理由が存在する場合、職権により商品・役務単位(一つの指定商品等の表示の中に含まれる個別の商品等の単位)で一部取消をすれば、訂正の請求を認めなくても商標権者に特段不利益とはならないからである。

4. 決定の効果

(1) 申立てに係る商標登録に取消理由(商 43 条の 3 第 2 項)があると認められる場合には、**取消決定**がなされ、その確定により、商標権は初めからなかったものとみなされる(商 43 条の 3 第 3 項)。

☆ なお、商標権侵害訴訟等の終局判決が確定した後に、取消決定が確定したときは、当該訴訟の当事者であった者は、**当該終局判決に対する再審の訴えにおいて、取消決定の確定を主張することができない**(商 38 条の 2 第 2 号)。

(2) 申立てに係る商標登録に取消理由(商 43 条の 3 第 2 項)がないと認められる場合には、**維持決定**がなされる(商 43 条の 3 第 4 項)。

☆(3) なお、決定は、申立事件ごとに確定し、指定商品等ごとに申し立てられている場合には、指定商品等ごとに確定する(商 43 条の 14)。

(4) **取消決定に不服がある場合、審決等取消訴訟**(商 63 条)による不服申立てができる。決定の確定後でも、再審事由があれば、**再審請求**ができる(商 57 条)。

一方、**維持決定、不適法な申立ての却下決定**(準特 135 条)に対する**不服申立は認められない**(商 43 条の 3 第 5 項)。維持決定に対する不服申立てを認めないのは、異議申立は公衆に登録処分の見直しの機会を与えるものであって、申立人は利害関係の有無に関わらずこうした機会を与えられた者にすぎず、また、申立の理由と同じ理由で無効審判を請求できるからである。また、不適法な申立ての却下決定も合議体の審理を経てなされているからである。

なお、方式違反による申立書の却下決定(準特 133 条)は、審判長の権限によりなされ、申立書の瑕疵の有無については無効審判で争えないため、不服申立てが認められる。

【無効審判と登録異議申立てが同時係属した場合の審理】

同じ登録についての登録異議申立てと無効審判とが同時に係属した場合、これらを並行して審理すると、①商標権者にとってみると、同時期に両手続に対応する必要が生じ、②両手続の一方で無効(取消)となる場合は、他方については本案審理する必要がなく、特許庁及び商標権者に無用な負担が生じ、③同一理由・同一証拠に基づき両手続が行われている場合に矛盾した結果が生じることは望ましくない、等の理由により、一方を優先して審理するのが適切である。

その場合、登録異議申立ては、取消理由がないと判断されるときは直ちに維持決定がなされ、また、維持決定に対する不服申立が認められず、登録異議申立てにおける決定の方が無効審判における審決よりも一般的には早く確定すると考えられ点等を考慮して、以下のように取扱うものとする。

1. 無効審判と登録異議申立てが同時に同じ登録（指定商品又は指定役務の全部又は一部が同じ場合）について係属した場合には、原則として、登録異議の申立ての審理を優先して行う。

具体的には、無効審判の手続を中止し（商 43 条の 14、準特 168 条）、登録異議の申立てを優先して審理し、確定後に無効審判の審理を続行する。

2. 登録異議申立ての審理に際し、無効審判手続が既に進行しており無効審判が早期に結審できるとき、又は商標権者・無効審判請求人において当該商標登録に係る紛争が存在し無効審判の迅速処理を求めているとき等であって、合議体が適切と認める場合は、無効審判を優先して審理することができる。

(特許庁HP「審判便覧」66-07 より)

【無効審判の除外期間】

1. 商 47 条 1 項

除外期間を適用するか否かは、その無効理由が公益的見地から既存の法律状態を覆してまでも無効とすべきものか否かによる。

但し、商 4 条 1 項 10 号又は 17 号違反は不正競争の目的で商標登録された場合、商 4 条 1 項 15 号違反は不正の目的で商標登録された場合に、それぞれ除外期間の適用がない（商 47 条 1 項かっこ書）。悪意の場合には、取引秩序の維持の要請が勝るからである。

2. 商 47 条 2 項

地域団体商標の商標登録が登録時に商 7 条の 2 第 1 項の周知性の要件を満たしていなかったことを理由とする無効審判は、商標登録から 5 年経過後は、無効審判の請求時点において商標が周知となっている場合には、請求することができない（商 47 条 2 項）。

地域団体商標の対象となる商標は、本来、独占に適さないため、登録要件を満たしていないにもかかわらず過誤により商標登録してしまった場合には、原則的に除外期間の適用を認めるべきではないが、周知性の要件に関しては、登録時に満たしていなくてもその後の営業努力により事後的に周知性を獲得していることが考えられ、登録時からの期間の経過にかかわらず常に無効審判請求の対象とされることは必ずしも適当ではないからである。